

とものつくりろう みんなの夢大地

さらべつ議会

発行／更別村議会 編集／議会運営委員会



6月5日から9日の5日間、改選後初めてとなる第2回定例会を開催しました。8日には3人の新人議員も一般質問を行い、西山村長と熱のこもった議論を交わしました。

改選後、初の定例会を開催

2023

8

Vol.185

- | | |
|-----------------|--------|
| ■ 第2回定例会 | P 2～4 |
| ■ 審議結果 | P 4 |
| ■ 一般質問～6人の議員が登壇 | P 5～11 |
| ■ 意見書を提出、議会日誌 | P 12 |

入学時の経済的負担を支援

高校生等入学支援金 支給条例の制定を可決

第2回 定例会



令和5年第2回定例会は、6月5日から9日、5日間の会期で行われました。開会日の5日は、村政執行方針並びに教育行政執行方針の説明の後、報告1件、人事案件15件、条例の制定1件、条例の改正2件などが審議され、条例の制定1件が常任委員会に付託されました。6日は、常任委員会に付託された案件、及び一般会計ほか4特別会計補正予算が

審議されました。8日は報告1件、意見書案3件の審議の後、4人の議員が4項目について一般質問を行うとともに、最終日の9日には、2人の議員が村政執行方針・教育行政執行方針に対する一般質問を行い、理事者の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決、9日をもって閉会しました。

6月5日審議分

■報告

▼令和4年度一般会計繰越明許費

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、農業振興補助金など5事業・2千783万7千円について、令和4年度中の支出の完了が見込めないことから令和5年度に繰り越した旨、報告されました。

■選任同意

▼公平委員会委員の選任同意
公平委員会委員として、次の方々の選任に同意しました。

- 本 町 石村 和也 氏
- 本 町 神成 哲也 氏
- 香川 区 宗宮 純花 氏

■任命同意

▼農業委員会委員の任命同意
農業委員会委員として、次の方々の任命に同意しました。村内の地区、団体等から推薦のあった方の中から村長が委員候補者を選定し、議会の同意を求めるもので、更別村においては12名の方々の同意が求められたものです。

- 勢雄 区 高橋 秀範 氏
- 更別 東区 斗澤 博幸 氏
- 協和 区 磯 忠義 氏
- 平和 区 細川 隆則 氏
- 北更 別区 田中 篤 氏
- 曙 町 井上 仰 氏
- 上更 別南 区 本多 正芳 氏
- 香川 区 藤澤 典幸 氏
- 協和 区 家常 直輝 氏
- 更別 区 早坂 正直 氏
- 更南 区 瀬田川 憲吾 氏
- 昭和 区 日光 裕信 氏

■条例の改正

▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

地方税法施行令の改正による条文の改正及び国民健康保険税に係る資産割額の廃止に向けた税率等の配分の見直しなど、国保会計の健全化を

的とした税率等の変更、また低所得者に対する軽減措置について、対象となる所得の算定額の見直し等を行うため、関係条文を改めるものです。

▼**学童保育実施条例の一部を改正する条例制定**

より子育てをしやすい環境を整備するため、学童保育所の保育料を「月5千円」から「月2千500円」に改める原案に対し、討論において太田議員より原案に反対する発言がありました。採決の結果、原案のとおり可決されました。

討論

【原案に賛成】

荻原議員 現在の社会情勢により各家庭は大変な状況で、こうした子育て支援策は重要である。スピーディに家庭を支援する意味において、原案に賛成する。

【原案に反対】

太田議員 子育て支援は国の推進もあり理解するところだが、本案は村の独自財源で行う事業であるため、公平性の

保持や今後の村の子育て制度を確立した上で提案するべきであり、原案に反対する。

■**計画の変更**

▼**過疎地域持続的発展市町村計画の変更**

次期宅地分譲地整備関連事業、乗合タクシー運行事業、歯科診療所維持管理事業等、計画書に記載する事業内容の追加・変更等に伴い、計画を変更するものです。

■**動産の買入**

▼**歯科診療所における歯科用ユニット(治療用イス一式)の買入**

予定価格700万円以上の動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。

契約額は、1千174万2千2円(3台)です。



更新予定の歯科用ユニット

■**請負契約の締結**

▼**国民健康保険診療所増築工事(建築主体工事)工事請負契約の締結**

予定価格5千万円以上の契約に関し、議会の議決を必要とするものです。契約額は、1億362万円です。

6月6日審議分

■**条例の制定**

▼**高校生等入学支援金支給条例制定**

高等学校等に入学した生徒の保護者を対象に、入学時にかかる経済的負担の軽減及び生徒の健全な育成を目的に、支援金(現金5万円とどんぐり商品券5万円分)を支給するべく、条例を制定するものです。(事業費291万3千円を追加補正)

・**委員会審査結果(報告)**

本条例案は産業文教常任委員会に付託され、審査の結果「妥当と認め原案可決すべきもの」と決定した旨、委員長報告がありました。

■**補正予算**

▼**一般会計補正予算並びに特別会計補正予算**

当初予算は骨格予算であることから、今定例会では多くの政策予算が提案されました。国の交付金を活用した更別スーパービレッジ構想関連事業の増額、価格高騰緊急支援給付金などの緊急支援対策や子育て支援の充実を図る給食費無償化事業の追加、また老朽化が進み移転改築を計画中の学校給食センター基本設計委託料の追加等を含む、一般会計ほか4特別会計の補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

■ **補正予算の内訳** ■

(単位：万円)

第2回定例会			補正額	補正後の予算額	主な増減内容
一般会計(第3号)			4億1,242	56億9,064	・地域脱炭素化促進事業委託料の追加 ・健康増進室整備事業(備品購入)の追加 ・酪農飼料価格高騰対策事業助成金の追加 ・商店街活性化事業助成金(クーポン券発行)の追加
特別会計	国保会計	診療施設勘定(第1号)	△543	5億7,536	・人事異動に伴う人件費等の減額
	介護保険	事業勘定(第1号)	△74	3億8,950	・人事異動に伴う人件費等の減額
	簡易水道事業(第1号)		4,005	3億580	・物価高騰対策として事業者水道基本料の減額(7~10月まで4か月分の基本料を減免)
	公共下水道事業(第1号)		681	2億9,916	・下水道維持管理適正化計画策定委託料の追加

6月8日審議分

報告

令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告

株式会社さらべつ産業振興公社が管理運営する施設の利用状況及び収支状況等について説明がありました。

施設の利用者数については、カントリーパークが9千549名(前年比1.3%減)、道の駅(入込み数)が9万7千518名(同9.9%増)、どんぐり公園パークゴルフ場は5千100名(同64.6%増)であり、令和4年度の純利益は約377万円(同35.2%減)と報告されました。



コテージなど宿泊施設の利用者は増加

第2回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※織田忠司議長は採決には加わりません。

Table with columns: 種類 (Category), 件名 (Item Name), 太田 綱基 (Ota Tsunehiko), 安村 敏博 (Yasuura Toshinobu), 斎藤 憲 (Saijoh Ken), 斎藤(尾) 立(要)子 (Saijoh (O) Takanori), 小谷 文子 (Ogaya Fumiko), 荻原 正 (Ogihara Masahiro), 高木 修一 (Takagi Shuichi), 審議結果 (Deliberation Result). Rows include reports on accounting and business performance, and various resolutions on committee appointments and budget amendments.

一般質問



6人の議員が 6項目について質問

■ 一般質問とは ■

議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のために適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められています。

更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に沿って質問します。

また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

ページ	質問事項	質問議員
6	(仮称)花園団地の分譲予定地について	斎藤 憲
7	農業生産資材・飼料等高騰対策への支援措置の必要性について	安村 敏博
8	少子化対策及びスーパービレッジ構想について	斎藤(尾立)要子
9	本村のひきこもり支援に関する課題解決について	荻原 正
10	教育行政執行方針について	小谷 文子
11	村政執行方針について	高木 修一

注) 斎藤要子議員は、村議会の規程に基づく申請により、6月13日以降は旧姓の「尾立」を使用しているため、本号においては「斎藤(尾立)」と表記いたします。

(仮称)花園団地の分譲予定地について

長——脱炭素の推進に併せて、太陽光発電など 助成制度の拡充を検討する



齋藤 憲 議員

熱性能、太陽光パネルおよび蓄電池設置の基準を設け、義務づけることを検討しては如何でしょうか。購入者に一時的に負担にはなりますが、その後の光熱費が削減されます。

村長 令和2年の国勢調査における本村の人口は3千80人で、平成27年の国勢調査から105人、3.3%の減少となっております。平成22年の前々回調査に続いての減少となっておりますことから、危機感をもって移住・定住対策を講じなければならぬと考えている次第です。

こうした中で、現在執行進めている第6期総合計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、移住・定住対策を重要課題として位置づけ、鋭意取り組んでいるところであります。令和2年度のニューコム二団地造成に続き、新たな大型宅地分譲事業に着手することとしたところであります。

さらに村の、そして全国のゼロカーボン政策を現実に進めることとなります。この種の住宅建設・改修に対する補助を拡充する可能性も合わせて、お考えを伺います。

齋藤憲議員 このほど土地購入がなされ、分譲に向けて基本設計中の(仮称)花園団地は更別市街地の住宅地不足を解消することが期待されています。同時に、開発の方法によつては、村のイメージ向上や脱炭素の実現にも役立つ可能性を秘めていると考えます。

(3)景観向上について。更別村景観保全条例が存在しますが、その趣旨を具体化するモデル地区として、住宅の形式、屋根・壁・窓枠の色彩、車庫の配置、歩道から玄関までの通路・前庭などについて、具体的な指針・基準を設定すれば、統一感のある美しい住宅街を形成できます。このような施策の可能性についてお考えを伺います。

「電線地中化」につきまして、議員ご指摘の通り電柱倒壊による停電や通信途絶の防止に有効であり、景観上も好ましいものと認識しており、国においても平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」を制定し無電柱化を推進することとされていることから、これまでの宅地造成の中でも検討してきていますが、北電の基準では、電柱の設置が可能な場所において電線地中化を行う場合、原則として要請者が費用を負担することとされており、その費用は土木工事と設備工事を合わせて4億8千万円と試算しており、非常に高額であることから分譲価格への転嫁も難しく、国で調査研究が進められている低コスト手法が確立されなければ導入は困難であると考えているところであります。

以下の3つの施策の可能性について質問いたします。

(1)電線地中化。これは市街地の景観向上と災害防止の切り札です。費用の面から容易でないことは承知してはいますが、費用の概算と、電力、光ファイバー等の関連事業者の意向について伺います。

2点目の脱炭素政策と関連した住宅建設等に関する取組みについてですが、村としてもゼロカーボンを宣言しており、今年度中に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を行うこととしています。ゼロカーボンの実現には、村はもとより事業者や地域住民のご理解とご協力が不可欠なところであります。太陽光発電や蓄電池の設置には費用が伴うものであり、今回の分譲地において設置を義務付けることは、分譲地購入希望者の負担増となることから難しいと考えています。

(2)脱炭素政策との関連。この団地の住宅について、断

なものとするため、以上3点

ご質問の1点目にあります

一方で住宅への太陽光発電や省エネ設備の設置に関する助成については、現在も実行しているところでありますが、脱炭素の取り組みを推進する中で助成制度の拡充について検討してまいります。

3点目の景観向上のための住宅建築基準については、これまでの分譲地においては、建築基準法に基づく基準を参考とするほか、敷地境界から外壁までの距離を2m以上とすることなど独自の基準を設定しているところであります。基準内で希望する住宅が建築できるよう配慮した区画設定を行ってまいります。本村において持ち家を建築する上で、自由度の高い住宅建築は大きなメリットであると考えており、現在のところ住宅の形式や色彩等を規制する具体的な基準を設けることは考えていません。

農業生産資材・飼料等高騰対策への 支援措置の必要性について

長——土づくり・飼料高騰対策に補正予算を計上、 関係機関と支援策について協議する



安村議員

安村議員 農業の経営継続に欠かせない肥料・飼料・燃油等の高騰による影響は、基幹産業の衰退だけではなく、営農継続そのものに影響を及ぼし、残念ながら昨年末においては、酪農家の営農休止が発生するなど、極めて深刻な事態となっています。加えて、年明けの畑作経営に必須である肥料等価格が現在進行形ではありますが、80%以上高騰している現状、更には、電気・燃油等価格の高騰推移から経営継続に対する懸念も加わり予断を許さない状況です。この事は、更別村の経済及び行政執行に多大なる影響を及ぼすものと推測され、支援に向けた諸対策が必要と考えます

が、令和5年度当初予算には骨格予算であるといえども残念ながら具体的支援対策が盛り込まれていません。村長は今般、選挙公約として農業生産資材高騰への対応を掲げていますが、公約実現に向けての具体的対策があつての事と思いますが、早急なる対策実現に向けた考えを明確に示して頂きたい。

道は、今臨時議会にて、物価高騰支援として、配合飼料価格安定制度の生産者積立金(配合飼料トン当たり600円)や乳用牛確保のための種付け費用(頭当たり6千800円)に対する支援を表明しているが、村として更別版独自支援対策案があれば説明願いたい。見解並びに施策説明を求めます。

①令和5年度農林水産業費予算において、土づくり等支援対策が組み込まれていません。畑作農業者に対する

肥料・燃油等高騰対策への経営安定支援対応の必要性につき見解を求めます。

②酪農家戸数の減少対策は喫緊の課題であると考えます。生産生乳枠も固定され、粗飼料生産面積拡大も困難な状況下に鑑み、飼料・燃油高騰等における酪農畜産経営継続に対する更なる支援が必要と考えますが、見解を求めます。

村長 昨年より続く肥料・

飼料・燃油等の高騰について、昨今では一部値下げの報道はあるものの、以前高止まりの状況であり基幹産業である農業の経営に大きく影響を及ぼしているところ です。

これら切迫する農業者に対して昨年度は「酪農等飼料価格高騰対策事業助成金」、「肥料価格高騰対策支援事業補助金」、「酪農経営支援対策資金利子助成」の支援をJAと協

調し実施してまいりました。また年末には村として「畜産飼料価格高騰対策助成金」を実施し、JAにおいても「事業分量配当金」において畜産関係に特別配当を実施されたように聞いているところです。

ご質問の一つ目である土づくり推進事業助成金につきましては、JAさらべつが所有する堆肥熟成施設で生産された堆肥の購入経費の一部を助成し、利用の促進により地力向上を図ることを目的に事業を行ってきています。本年度は改選期ということもあり、政策予算として本定例会において補正予算として提案し、ご承認を得ているところです。

畑作農業者への肥料・燃油等高騰に対しての支援の必要性については、まず国の「肥料価格高騰対策事業」による支援が実施されますので関係機関と協力し給付に向けた事務をしっかりと行い営農に対する影響度を確認の上、関係機関と協議を踏まえ必要な支援等検討してまいりたいと考えています。

次の酪農戸数の減少対策についてですが、酪農経営につ

いては生乳生産抑制、牛の個体販売の下落、配合飼料の高止まりなどから引続き厳しい経営環境となっており、特に配合飼料については若干価格の減少は見られるものの価格安定制度による補填金の減少により生産者負担は増加傾向にあります。今後の国や関係機関の対応が早急になされる必要があると考え、また、中央要請等も積極的に行つていかなければならないと考えているところです。このような中、酪農生産者に対しては北海道において飼料対策、乳用牛確保対策の支援が昨年度に引続き示されています。

村においてもこれらの影響を鑑み、昨年と同様JAと協調し「酪農等飼料価格高騰対策事業助成金」を本定例会に補正予算として提案し、ご承認を得ているところです。

今後電気料の値上がり等も示されている中、農業経営への影響が危惧される場所でもあります。今後ともJA・関係機関との協議を重ね、有効な対策をJAと共同歩調を取りながら実施して参りたいと考えています。

少子化対策及びスーパービレッジ構想について

村長——ニーズを見据え、国の動向を踏まえながら検討する



齋藤（尾立）議員

齋藤（尾立）議員 スーパービレッジ構想に取り組む動機をご担当におたずねしたところ、「デジタル化、地方創生の流れをくむものの最大の課題は人口の減少と少子高齢化である」と伺いました。少子高齢化の解決には、こどもを産み、育てやすくする社会の支援が課題であると最近出版された書籍でも指摘されており、これは、欧米での取り組みと共通する見方でもありません。ヨーロッパ先進国では、女性の生き方にスポットをあて、子供を産み育てることに、男性がいかにコミットするか、また選択肢を整えるのか、様々な観点から取り組み脱少子化に成功しています。日本では

2022年4月から、企業について育休制度の通知・取得促進が義務化され、2023年4月からは、両性の育児休暇取得率の公表が義務付けられました。制度整備面で企業が特に男性の育休取得に関連して担う役割が少なくないですが、実際に育児休暇を取る男性数は、13・57%（女性は85・1%、令和3年度全国雇用均等法基本調査）令和4年7月公表）であり、この数は、具体的な手続きでは法的には男性社員が会社で育休を申し出れば育休となるにも関わらず、旧来の価値観に加え、会社の同僚との競争意識が関係しているのではないかと考えます。少子化に歯止めをかける、女性が何人も子供を産みたくなる社会であるために、企業が男性への積極的な長期育休を推奨した場合に、村として支援をしていく考えはないか、村長に伺います。

スーパービレッジ構想において、在宅育児従事者となるパパを、助産師らが相談のりりモート・サポートする体制、仕組みを作ることは考えられないでしょうか？ こうした取り組みと併せて、長期の育休取得を可能とするために「基金」を作り、特に男性の長期育休を認める企業にインセンティブを検討するお考えはありませんか？

村長 我が国においては、男女雇用機会均等法により女性の社会進出が進む一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に難しさがあり、子どもを産むという選択に影響している可能性があります。そのような中、令和3年に育児・介護休業法が改正されました。改正資料には夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高い傾向にあることや育児休業制度を利用しなかった理由の中には「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の理解がなかったから」ということがあると記されています。

法律では、子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業の権利が保障される産後パパ育休や育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置が義務付けられました。一方、本村では、安心して子育てができる環境整備のため、両親学級や出生時訪問、出産祝金の贈呈をはじめとする各種施策を推進しているところです。ご質問の「男性への積極的な長期育休を推奨する企業への支援」、「長期育休を可能とする企業向け基金」については、ですが、男性が育児休業を取得しやすい雇用環境整備と代替する労働者の業務見直しなどが含まれた業務体制整備に対する助成金や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取り組みを行った事業主に対する助成金が国の制度としてございます。またこれら制度の取組みに対し「両立支援プランナー」、「ハローワーク」による支援も整備されています。村としては、まずは事業主に制度の内容や改正育児・介護休業法への理解をいただくよう取り組むとともに、被用者の方も国の制度を知ることが育休の実践につながることでできるよう、情報等周知に努めてまいります。企業が推奨することに對する支援、またそのための基金については、これら制度の普及状況、また関係機関の取組み状況を鑑み必要に応じて検討すべきと考えています。また「スーパービレッジ構想におけるりりモート・サポート体制」については、妊娠期から子どもの成長発達を切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センターにおいて、栄養士や助産師等によるりりモートでの対応も可能となっております。今後も少子化対策につながる必要な施策につきましては、ニーズを見据え、国の施策の動向も踏まえながら検討して参ります。

本村のひきこもり支援に関する課題解決について

村長——現状を把握するため『生活状況調査』の実施を検討する



荻原議員

荻原議員 全国的にひきこも

りの状態が長期化する傾向が進んでおり、内閣府ホームペー
ジによると、平成30年度に
実施された満40歳から満64歳
までの者を対象とした「生活
状況に関する調査」では、人
口の1・45%に当たる61・
3万人がひきこもり状態にあ
ると推計されています。また、
専業主婦や家事手伝いでひき
こもり状態の者も存在するこ
と、引きこもり状態になって
から7年以上の者が半数近く
に及ぶこと、初めてひきこも
りの状態になった年齢が全年
齢層に関係なく分布している
こと、若い世代と異なり、退
職したことをきっかけにひき
こもり状態になった者が多い

ことも明らかになりました。
「ひきこもり」はどの年齢
層にも、どんな立場の者にも
みられるものであり、どの年
齢層からでも、実に多様なき
っかけでなりうるものである
ことが分かっています。

本村においても、前述した
統計から推計すると、満40歳
から満64歳までの人口1千18
人(R5・4・30現在)に対し、
15人弱の方がひきこもり状態
にあると考えることができます。
本人やその家族が望まない
孤独や孤立があつてはなりま
せん。自らの意思で社会と関
わる一歩を踏み出すための支
援や、ためらうことなくその
歩みが進められるよう、誤解
や偏見のない地域社会を築く
ために村はどのように関わっ
ていくべきか、村長の考えを
お聞き致します。

村長 全国的にひきこも

りの長期化傾向が課題となつ

ていることから内閣府では、
平成30年に全国の市区町村に
居住する40歳から64歳まで
の方やその同居者を対象に「生
活状況に関する調査」を実施
しています。

その調査結果では、1・45
%がひきこもり状態であると
推計されていますので、更別
村に置き換えると15人弱の方
がそのような状態であると推
定されます。

ひきこもりの定義について
ですが、「ひきこもりの評価・
支援に関するガイドライン」
によると、「様々な要因の結
果として社会的参加を回避し、
原則的には6カ月以上にわた
って概ね家庭にとどまり続け
ている状態を指す現象概念」
となっております。

このガイドラインでは、ひ
こもり状態にある方すべてが
社会的支援や治療を必要とし
ているわけではない、として
いますが、一般的に支援を必

要とする事例の多くは、ひき
こもりが長期化して社会生活
の再開が著しく困難になって
しまったために、当事者や家
族が大きな不安を抱えるよう
になった事例とされています。

ひきこもりに限らず、何ら
かの支援が必要とされる方
については、村保健師による訪
問や電話など対象ケースに合
わせて相談をお受けし、地域
社会との交流や社会参加に向
けた取り組みである、日中活動
支援事業(サツチャル館事業)
や社会福祉協議会で行ってい
るH.E.A.R.T(ハート)事業
につなげたり、国保診療所、
社会福祉協議会、民生児童委員、
地域住民など関係機関と連携
して対象ケースにあつた支援
を行つてきておりますが、困
りごとや心配事など支援を希
望されるときに、「どこに相
談したらいいか、分からない」、
という方もいらつしやると思
われます。身近な関係機関な
どへ気軽に相談できるよう、
普段から住民に向けて広く周
知しておくことも必要となり
ます。

しかしながら、国の調査に
よる推計では、様々な健康課

題など村の現状や実態、ひき
こもり状態にある方の推計値
やその期間、きっかけ等につ
いて把握することが出来ず、
ひきこもりの長期化を防ぐた
めの適切な支援につながらな
いことが課題となっております。

そのため、ひきこもりに限ら
ず、これからの保健福祉活動
の基礎データを得るためにも、
村民を対象とした「生活状況
に関する調査」の実施を検討
しなければならぬと考えて
います。ひきこもりの支援は、
当事者とその周囲の状況など
全体的なことに基ついて支援
を進めるべきであり、第一段
階である家族支援から開始し
て、順を追つて当事者が中心
の支援へと進め、保健、福祉
医療など複数の専門機関によ
る多面的な地域連携ネットワ
ークによる継続的な支援が必
要となります。本人やその家
族が望まない孤独や孤立とな
らないよう、地域コミュニティ
で人と人とのつながりを重
視した体制をより充実させ、
各関係機関とより一層連携し
た保健福祉活動を進めてまい
ります。

教育行政執行方針について

教育長——各学校との連携を深め『令和の日本型学校教育』を推進する



小谷議員

眼させていただきます。

1 点目の質問です。今、正

に前進する教育行政で、誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」推進についてです。グローバル社会に向けてICT教育での最先端の学び、一方で心の悩みや叫び。誰一人取り残さない教育の推進で、一番大切なことは何かをお伺いいたします。

2 点目です。生きる力の育

成推進について、多くは示されておりますが、内容の大半として「大人になっても困らない生きるために大切なこと」とだと、私は理解いたしました。社会が大きく変容する中で、どのような状況下・環境下であっても、自分を信じ他も認めつつ、教育長仰るところの「共生」共に生きる社会性が、今後最も必要になるのではと、共感したところで、教育長として先ず取り組みたい、今やるべき生きる力の育

成推進をお伺いいたします。

教育長

まず「令和の日本型学校教育」についてですが、複雑で予測困難な世の中で子供たちに一番大切なことは、子供たちの資質・能力を着実に育成するための学習指導要領の着実な実施です。

子供たちの「生きる力」である「知・徳・体」を一体で育む「日本型学校教育」は、全ての子供たちに一定水準の教育の保障、全人格的な発達・成長の保障、身体的・精神的な健康の保障などにより、諸外国からも高く評価されてきました。

これまでの「日本型学校教育」の成果と課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、全ての子供たちの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する

ことを目指していきます。

また、学習指導要領で示されている資質・能力は、学習の基盤となる言語能力、情報モラルを含む情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を其盤に、「知識及び技能」

「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つです。更別村でも、学習指導要領で育成を目指す資質・能力を育成しながら、「生きる力」である「知・徳・体」を一体で育んで参ります。また、各学校と教育委員会の連携を深めチームとしての学校マネジメントの実現をはかります。

一つ目のご質問、「誰一人取り残すことのない教育の推進」で一番大切なことですが、私は「子供達に対する分け隔てのない愛情」だと思います。すべての先生が生徒に対して愛情をもって分け隔てなく接しているか。また、管理職は教職員全員に対して良いところを認め、分け隔てなく接しているかだと思います。このことにより、チーム学校の力が発揮されます。校長が教職員を、先生が生徒一人ひとりを大切に育てる。この関係が、

うまくいっている学校は「誰一人取り残すことのない学校」になっていくと思います。

私の勤務してきた学校では、家庭環境がとて大変で問題を起こす子供がいました。その子は、学校の指導に従い反省し卒業していったのですが、担任の先生に「おれ、先生の子供だったらよかったな。もっとよい子でいれたと思う。」と言って卒業していきました。とても、身にしみる感動する言葉でした。

二つ目の質問にあります「大人になっても困らない生きるために大切なこと」は何かということですが、先にも述べましたが資質・能力を育成しながら、「生きる力」である「知・徳・体」を一体で育んでいくことだと思います。わかりやすく言いますと、考える力を身につけ、健康で丈夫な体をつくり、人と良好な関係を結ぶことのできるマナーを身につけることだと考えます。私は、更別村の教育長として各学校の校長とじっくりと基本的なことを話し合い「令和の日本型学校教育」を推進していきたくと考えています。

小谷議員

この度の教育長、ご就任にあたり、ご期待申し上げますとともに、新たな視点のもとより、長きに亘る教育現場で培われた経験が、今こそ更別村で活かされるその時が参りました。

今を生きる子供たちにとって、全ての基礎が家庭であるならば、学校は多くを学び吸収し、そしてこの地域が育み見守ると言う温かな「安心・安全」の環境は言うまでもなく、加えて少子化傾向の今だからこそ、更別村だからこそ、地域性も取り入れた中での幼児教育から9年間の義務教育は、最も重要になると私も承知しているところです。中で

村政執行方針について

長——各種施策を持続可能にするため、官民連携と財源確保に努める



高木議員

過疎対策債も継続となつていますが、今後の更別村では公共施設の改修等、農業基盤整備等課題の解決に向けて、財源が必要となります。国や道の施策も活用していくにしても確約はありません。基金の活用や一般財源では厳しいと認識しています。現在、交付金等で行っている継続事業について今後の推進と対応についてお伺いします。

村長 私は平成27年に村民の皆様の温かいご支援を賜り、村長に就任いたしました。2期8年間、公約に掲げた「村づくり三原則」に基づき、豊かで持続可能な村づくりの実現に向けて、様々な課題に取り組んでまいりました。

高木議員 3期目の村政のリーダーとして持続可能な村づくりに向けてスタートします。現状における様々な課題も多く、一歩一歩前進していけるよう、村民の思い、職員との連携し村政の推進に取り組んで頂けることを期待しているところであります。

このたび3期目の重責を担う者として、村民の皆様から賜りました多くのご意見や思いを受け止めながら、スローガンである「未来への思いをつなぐ村づくり」を肝に銘じ、不退転の決意を持って、山積する課題解決に立ち向かい、村政の運営に全身全霊で取り組む所存でございます。

執行方針については、今年度の事業を基本としています。が、継続的な事業、長期的な事業等任期4年間に於ける考え方についてお伺いしたいと思います。

事業推進に向けての体制作りは、様々な事業を進めるにあたって、人材の確保や配置が必要で、今、持続可能な村づくりに向けて取り組む中、体制の安定化は最重要課題だと思えます。職員の確保や適

財源確保は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金やデジタル田園都市構想推進交付金等の有効な財源を活用して、現在進めています。

過疎対策債も継続となつていますが、今後の更別村では公共施設の改修等、農業基盤整備等課題の解決に向けて、財源が必要となります。国や道の施策も活用していくにしても確約はありません。基金の活用や一般財源では厳しいと認識しています。現在、交付金等で行っている継続事業について今後の推進と対応についてお伺いします。

ご質問の1点目にありますとおり、人口減少・少子高齢化によって村民一人あたりのコストは拡大し続けており、公共インフラの維持や公共サ

ービス等の継続には財源確保が不可欠です。様々な施策を実施していくには、行政だけではなく関連企業、村民が共同で村の課題解決に向かって意識を共有、連携し、人的コストを含め応分の負担をしていく仕組みへの変化が必要と考えており、共助による準公共サービスの提供などの仕組みを構築するため更別スーパードレッシング構想に取り組んでいるところですが、

施策を持続可能なものとするために、計画的な財政運営を図りながら、補助事業や有利な起債の活用、企業版を含むふるさと納税の増収を図るなど財源確保に努めるとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底による経費節減を図ってまいります。

2点目のコミュニティの形成については、現在、デジタル化の導入に併せて、コミュニティナース(CN)事業を推進しています。CNは、村民同士の絆づくりの担い手として村内の暮らしに溶け込み、

3点目の事業推進に向けた体制づくりですが、限られた職員数で多様化する行政ニーズや社会情勢の変化に対応するため、職員の定年年齢引上げを踏まえた計画的、中長期的な職員採用などによる適切な定員管理に努めているところですが、臨時的な事業に伴う人員の確保については、国の地域活性化起業人制度などを活用し、円滑な事業の推進に努めてまいります。

シニア向けのデジタルサービス

のサポートや健康状態の予兆検知を行い、活動の場を広げているところですが、積極的に交流の場に参加し、高齢者らと直接触れ合うことで外出のきっかけを見つけ出し、出会った村民が生きがいをもって暮らせるよう取り組んでおり、こうした取り組みがコミュニティ形成の一助になるものと考えています。コミュニティの形成は、住民の団結力、地域の発展など、村づくりにとって必要不可欠なものです。絆を強化し、活動や交流を通じ協力関係を形成するため、村民CNの育成を図り、村を支える人材を確保したいと考えています。

意見書

国に意見書を提出 (第2回定例会)

- 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

被爆国として核兵器全面禁止のために努力する証として、核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求めるものです。

■ 提出者～斎藤 憲 ■ 賛成者～斎藤(尾立) 要子
- 地方財政の充実・強化に関する意見書

コロナ禍、大規模災害の多発など困難な環境にあっても、地方公共団体は多くの役割が求められていることから、地方財政を確立するよう予算の確保を要望するものです。

■ 提出者～太田綱基 ■ 賛成者～安村敏博、斎藤 憲、斎藤(尾立) 要子、小谷文子、荻原 正、高木修一
- 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員の多忙化解消、30人以下学級の実現など、国の責任において教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう、要請するものです。

■ 提出者～斎藤(尾立) 要子 ■ 賛成者～斎藤 憲、小谷文子、荻原 正、高木修一

議会日誌

6月		7月	
5～9日	第2回議会定例会	4～5日	北海道町村議会 議長会議員研修会に全議員出席
15～16日	北海道町村議会 議長会定期総会に議長出席	9日	どんぐり保育園・生活と運動あそび会に議長出席
27日	更別村議友会定期総会に議長出席	12日	東松島市議会会派行政視察研修に議長出席
28日	第46回更別村高齢者運動会に議長出席	13日	全員協議会
29日	十勝圏複合事務組合議会、十勝中部広域水道企業団議会、とかち広域消防事務組合議会に議長出席	13日	南十勝町村議会議長会兼正副議長懇話会に議長・副議長出席
29日	十勝圏活性化推進期成会定期総会に議長出席	21日	更別村戦没者追悼式に議長出席
		25日	議会運営委員会(広報)総務厚生常任委員会
		25日	総務厚生常任委員会

◆ 次回の定例会は ◆

9月11日(月)

午前10時開会予定

【傍聴にお越しく下さい】

議会での議論を通じて、村の現状や課題を知ることができ、村政がより身近なものになります。どうぞ、お気軽にお越しください。



議会中継QRコード

※インターネットからも議会中継をご覧ください！

編集後記

▼長年続いたコロナ禍の規制が徐々に緩和されており、様々な行事が通常通りに開催され段々と賑わいが戻り嬉しい気持ちになります。

▼牧草の一番草も順調に収穫期を迎えたとの声が聞こえてきています。飼料価格が高騰する中で、貴重な飼料が無事に収穫できた事にひとまず安堵しています。

▼農業も春の播種作業から概ね順調に進んでおり、これから収穫が終わるまで気の緩まない日々が続きます。天候に恵まれ、事故なく豊稔の秋を迎える事を願うばかりです。

▼商工業者もコロナ禍の影響がだいぶ薄れ、活気を取り戻しつつあるように思いますがインボイス制度の導入による影響が懸念されます。

▼経済情勢が不安定な中、どの業種においても変革の危機に直面している事により変わらなく、村としてもどのような手立てで何が必要なのか、村民の目線に立ちしっかりと議会を通して議論していく所存です。

(太田委員 記)